■本　　庁　〒025-8601 花城町9-30　☎24-2111 FAX24-0259
■大迫総合支所　〒028-3203 大迫町大迫2-51-4　☎48-2111 FAX48-2943
■石鳥谷総合支所　〒028-3163 石鳥谷町八幡4-161　☎45-2111 FAX45-3733
■東和総合支所　〒028-0192 東和町土沢8-60　☎42-2111 FAX42-3605
【お知らせ中の表記】 本＝本庁　支＝全ての総合支所　大＝大迫総合支所　石＝石鳥谷総合支所　東＝東和総合支所

お知らせ

■高齢者福祉タクシー助成券を交付します

80歳以上のひとり暮らしなどの高齢者を対象に、タクシー料金の一部を助成します。

【助成内容】助成券１枚500円
※助成対象月数に応じて交付（１カ月当たり２枚）
【利用方法】乗車料金の範囲内で複数枚の使用が可能
【対象】①80歳以上のひとり暮らしの方②65歳以上の高齢者のみで暮らしている80歳以上の方
【申請方法】印鑑をお持ちの上、下記へ
※重度の障がいがある方を対象とした「福祉タクシー券」の交付を受けている方や自動車を所有している方、介護保険施設に入所中の方は対象になりません
【問い合わせ・申請】本長寿福祉課（☎内線515）、支健康福祉係（大☎内線272、石☎内線228、東☎内線231）

■湯のまちホット交流サービス事業をご利用ください

主に高齢者の交流と健康増進を図るため、温泉施設などでの入湯や休憩を無料で提供する「湯のまちホット交流サービス事業」を実施しています。

【利用対象】60歳以上の市民で構成する４人以上の団体
【利用可能日時】平日（土曜日・日曜日・祝日以外）、午前10時～午後３時
※利用者を送迎する運転手や入湯を介助する方も、利用対象となる場合があります。詳しくは、下記へ

利用可能な温泉施設などや利用方法などは、本長寿福祉課、支健康福祉係、まなび学園、各振興センターなどに備え付けているパンフレットをご覧ください。

【問い合わせ】本長寿福祉課（☎内線515）

■重度障がい者へ福祉タクシー券を交付します

重度の障がいがある方を対象にタクシー料金の一部を助成します。

【助成内容】助成券１枚500円
※助成対象月数に応じて交付（１カ月当たり３枚）
【利用方法】乗車料金の範囲内で複数枚の使用が可能
【対象となる障がいの程度】①身体障がい者手帳１級②身体障がい者手帳２級（下肢・体幹・視覚障がいのみ）③療育手帳Ａ判定④精神障がい者保健福祉手帳１級
【申請方法】手帳と印鑑をお持ちの上、下記へ
※軽自動車税・自動車税の減免を受ける方や、社会福祉施設に入所中の方は対象になりません
【問い合わせ・申請】本障がい福祉課（☎内線508）、支健康福祉係（大☎内線273、石☎内線225、東☎内線244）

■市民団体活動を応援します

市民団体などが自主的に実施する公益的な活動を支援します。

【対象団体】市内を拠点に活動する市民活動団体など共通の目的を持った市民で構成する団体
【対象事業】市民団体などが自ら実施し、市内の広い範囲に受益が及ぶもので、新たに取り組む営利を目的としない事業
【補助金額】補助対象経費の３分の２以内（限度額30万円）
※１団体につき１事業です。政治・宗教・営利団体の活動や他の補助金などを受けて行う事業は対象になりません
【申請期限】平成28年１月29日（金）
※先着順で審査・決定し、採択された事業の補助金総額が本事業の予算額に達した時点で締め切ります。申請方法など詳しくは下記へ
【問い合わせ・申請】本地域づくり課（☎内線457）

■育苗などで大量の水道水を使用する皆さんへ

下水道使用料は上水道の使用水量などを基に計算しています。育苗などで短期間、下水道施設に流れない水道水を大量に使うときは、申告により減額できる場合があります。使用月の翌月７日までに汚水量申告書により申告してください。

申告書には毎月の検針のお知らせに掲載されている使用水量を基に、下水道施設へ流した水量・流さない水量、その算出根拠を記載してください。

※水量の目安：１立方㍍＝蛇口を全開にして１時間流した水量
【問い合わせ・申請】本下水道課（☎内線552）、支建設係（大☎内線156、石☎内線244、東☎内線346）

■介護保険負担限度額の一部を変更します

介護報酬の改定により、特定の介護保険施設を利用している方の食費や居住費などの負担を軽減する負担限度額が４月から一部変更になります。

【変更内容】利用者負担が第２段階および第３段階の多床室の負担限度額：370円（変更前320円）

平成27年３月31日以前に発行した負担限度額認定証に記載されている負担限度額が変更になりますが、新しい認定証は発行しません。４月以降は、変更後の額に読み替えてください。

【問い合わせ】本長寿福祉課（☎内線518）、支健康福祉係（大☎内線272、石☎内線226、東☎内線244）

■道路占用料の改定

道路占用料徴収条例の改正に伴い、４月１日から市道の占用料が変更になります。詳しくは下記へ。

【問い合わせ】本道路課（☎内線572）

■国民健康保険の異動手続きを忘れずに

健康保険の資格が変わったときは、14日以内に世帯主または同じ世帯の方が届け出なければなりません。忘れずに異動手続きをお願いします。

●国保に加入するとき
▷ほかの市区町村から転入してきたとき（健康保険などに加入していない場合）
▷職場の健康保険をやめたとき、または被扶養者でなくなったとき
▷子どもが生まれたとき
▷生活保護を受けなくなったとき
●国保をやめるとき
▷ほかの市区町村へ転出するとき
▷職場の健康保険などに加入したとき、または被扶養者になったとき
▷死亡したとき
▷生活保護を受けるようになったとき

国保への加入が遅れ、保険証が無い間に医療機関を受診すると全額自己負担になります。また、国保税額は届け出をした月ではなく、加入資格が発生した月からの計算となります。

職場の健康保険に加入した場合は、国保の保険証は使用できなくなります。職場の健康保険加入後に、国保の保険証で医療機関を受診した場合、国保が負担した医療費を返還していただく場合があります。

【問い合わせ】本国保医療課（☎内線536）、支健康福祉係（大☎内線142、石☎内線227、東☎内線222）

■空間放射線量測定結果

【測定結果〔３月９日（月）～25日（水）分〕（単位：マイクロシーベルト／時）】
①市役所新館前…0.03～0.05
②田瀬振興センター…0.03～0.08
※国や県が示す指標を大幅に下回っています
【問い合わせ】本防災危機管理課（☎内線476）

■４月は全県一斉ニホンジカ有害捕獲強化期間

４月は、ニホンジカによる農林業被害などを減らし、被害発生地域の拡大を防ぐため、岩手県全域で猟銃やわなによるニホンジカの捕獲が集中的に行われます。

山菜採りや渓流釣りなどで山に入る場合は、安全に十分注意してください。

※詳しくは下記へ
【問い合わせ】農村林務課（☎24-2111内線6277）、支産業係（大☎内線167、石☎内線242、東☎内線235）

■みんなできれいに

①春の大掃除

普段の掃除などでは行き届かない場所を重点的に清掃し、清潔で快適な生活環境をつくりましょう。

【実施期間】４月13日（月）～17日（金）
②市民総参加早朝一斉清掃

みんなで協力して公共の場所をきれいにしましょう。

【日時】４月19日（日）、午前６時
①②共通
【問い合わせ】本生活環境課（☎内線266）、支市民生活係（大☎内線147、石☎内線230、東☎内線235）

■無料相談をご利用ください

法律や人権、行政、多重債務などの無料相談会を年間を通して開催しています。日程や会場などは「広報はなまき」で随時お知らせしますので、ぜひご利用ください。

●実施している相談会と内容
▶弁護士法律相談会（予約必要）
法律に関する相談全般
▶司法書士法律相談会（予約必要）
相続・贈与、不動産登記、少額訴訟手続き、金銭賃借問題など法律（民事）に関する相談全般
▶行政書士法律相談会（予約必要）
相続、遺言、会社・法人設立、農地転用・建設業など官庁の許認可、内容証明郵便、出入国手続きなどの相談
▶消費者救済資金貸付相談会（予約必要）
多重債務問題の解決を目的とした貸し付けなどの相談
▶市民生活相談会（人権）（予約不要）
家庭内問題、近隣との争いごと、結婚・離婚の強要や妨害、配偶者による暴力、名誉・信用を傷つけられたなどの人権に関わる相談
▶市民生活相談会（行政）（予約不要）
国の行政機関などのサービスや手続きについての苦情、要望、意見、疑問など行政に関わる相談

※上記の相談会以外にも、相談員が随時相談を受け付けています。また、悪質商法にだまされないための出前講座も行っています。詳しくは下記へ
【問い合わせ・申し込み】本市民生活総合相談センター（☎内線259）

相談名	実施日	時間	会場	申込開始日
弁護士法律相談	4月8日(水)	10:00～15:00	市民生活総合相談センター（本庁新館１階）	4月7日(火)
司法書士法律相談	4月15日(水)	13:30～15:30		4月8日(水)
消費者救済資金貸付相談	4月16日(木)	13:00～17:00		4月9日(木)
弁護士法律相談	4月22日(水)	10:00～15:00		4月21日(火)
市民生活（人権）相談	4月10日(金)	10:00～12:00		申し込みは不要です
市民生活（人権・行政）相談	4月17日(金)	10:00～12:00	大迫総合支所第２会議室	
			石鳥谷総合支所１階委員会室	
			東和総合支所第３会議室	

◉申し込みが必要な相談には定員があります（先着順・定員になりしだい締め切り）。申し込みは、申込開始日の午前８時30分から相談日前日までに電話で同相談センターへ
◉書類作成に係る個別・具体的な相談は受けておりません

クマに注意！　クマを見かけたら農村林務課（☎24-2111内線6277）、支産業係（大☎内線167、石☎内線242、東☎内線325）または花巻警察署（☎23-0110）へ。けがや救急の場合は☎119番へ。